

# 任意後見監督人選任の審判の申立てについて

## 1 概要

任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、将来本人の判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ方（任意後見受任者）に、自己の生活、療養看護及び財産に関する事務について、代わりにしてもらいたいこと（代理権を付与する事項）を公正証書による契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

## 2 申立てをすることができる方

- 本人
- 本人の配偶者
- 本人の四親等内の親族（本人の親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、甥、姪、おじ、おば、いとこ、配偶者の親、子、兄弟姉妹などが本人の四親等内の親族に当たります。）
- 任意後見受任者

## 3 申立先

本人の住所地を管轄する家庭裁判所

## 4 申立てに必要な費用及び書類

別添「申立書類等チェックリスト」のとおり

## 5 申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では、家庭裁判所調査官<sup>1</sup>や参与員<sup>2</sup>などが、直接、申立人、本人及び任意後見受任者に会って、申立ての実情や本人の意見などを聴いたりすることがあります。また、本人の判断能力について鑑定を行うなどした上で、本人の財産の内容や生活する上で必要となる支援の内容に応じて、ふさわしい方を任意後見監督人に選びます。

なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

## 6 任意後見制度等についてのお問合せ先

<sup>1</sup> 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見等を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

<sup>2</sup> 参与員は、家庭裁判所により国民の中から選ばれ、家事審判事件の手続の際に、提出された書類を閲読したり、その内容について申立人の説明を聴いたりして、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べる裁判所の非常勤職員です。

- 任意後見契約について  
日本公証人連合会（TEL 03-3502-8050）  
<http://www.koshonin.gr.jp/> または全国の公証役場
- 任意後見監督人選任の申立てや手続のご案内  
裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）  
<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>  
※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。
- 成年後見制度についてのご相談  
各市区町村の地域包括支援センター（障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。）  
※ 地域包括支援センターの連絡先などのお問合せについては、各市区町村の窓口にお尋ねください。  
※ 成年後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。詳しくは、各市区町村の窓口にお尋ねください。
- 法的トラブルで困ったときのお問合せ  
日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078374）  
<https://www.houterasu.or.jp/>  
※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。  
※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。
- 高松家庭裁判所の連絡先

〒760-8585	高松市丸の内2番27号 高松家庭裁判所（本庁）	受付 TEL 087-851-1942 書記官室 TEL 087-851-1903 調査官室 TEL 087-851-1927
〒763-0034	丸亀市大手町3丁目4番1号 高松家庭裁判所丸亀支部	TEL 0877-23-5184
〒768-0060	観音寺市観音寺町甲2804番地の1 高松家庭裁判所観音寺支部	TEL 0875-25-2619
〒761-4121	小豆郡土庄町淵崎甲1430番地1 高松家庭裁判所土庄出張所	TEL 0879-62-0224

20210101 高松家裁